

水質関係法令のしおり

佐賀市

2014年3月

(2025年7月改訂)

目 次

第1章 水質汚濁防止法編

水質汚濁防止法の概要	2
特定施設	4
有害物質貯蔵指定施設	12
施設の設置等に関する届出	13
排水基準	14
排水基準の遵守	22
特定地下浸透水の浸透の制限	24
排出水等の測定・記録・保存	26
有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守	28
事故時の措置	36
汚染地下水の水質浄化措置命令	41
その他	42
水質汚濁防止法による規制・指導の体系	43

第2章 佐賀県環境の保全と創造に関する条例編

条例規制の概要	45
特定施設設置等に関する届出	47
排水基準等	48

※水質総量規制については、佐賀市は指定地域に該当しないため、説明を省略しています。

第1章 水質汚濁防止法編

水質汚濁防止法の概要

I 水質汚濁防止法の目的

工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出と地下に浸透する水の浸透を規制することや、生活排水対策の実施を推進することなどにより、公共用水域や地下水の水質の汚濁の防止を図り、それによって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

II 水質汚濁防止法の規制を受ける事業場

(1) 特定施設^(※1)を設置する工場又は事業場(特定事業場)で、公共用水域^(※2)に水(雨水等を含む)を排出する特定事業場

(2) 有害物質^(※3)を製造・使用・処理する特定施設を設置する特定事業場(有害物質使用特定事業場)で、汚水等(これを処理したものを含む)を地下に浸透させる特定事業場

(3) 有害物質使用特定施設^(※4)((1)(2)の事業場に設置される施設を除く)及び有害物質貯蔵指定施設^(※5)(以下「有害物質使用特定施設等」という。)を設置する工場又は事業場(平成24年6月1日から)

*このうち、有害物質使用特定施設については、市内の下水道は全て分流式であるため、設置時は全て(1)での届出となります。

(4) 指定施設^(※6)を設置する工場又は事業場(指定事業場)

(5) 貯油施設等^(※7)を設置する工場又は事業場(貯油事業場等)

※1 『特定施設』：詳細はP 5 表 2

※2 『公共用水域』：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道等を除く）

※3 『有害物質』：詳細はP 1 5 表 4

※4 『有害物質使用特定施設』：『特定施設』のうち、有害物質を製造、使用、処理するもの。

※5 『有害物質貯蔵指定施設』：詳細はP 1 2

※6 『指定施設』：有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び重油その他政令で定める油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの(指定物質)を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

⇒『指定物質』：詳細はP 4 0 表 1 0

※7 『貯油施設等』：重油その他政令で定める油を貯蔵し、または油を含む水を処理する特定施設以外の施設で、政令で定めるもの。詳細はP 3 6 脚注※ 3

Ⅲ 水質汚濁防止法の規制内容の概要(表)

表1 水質汚濁防止法に基づく事業場ごとの規制内容の概要

しおり参照 ページ	規制内容	特定事業場 (有害物質使 用特定事業 場以外)	有害物質 使用特定 事業場	有害物質 貯蔵指定 事業場	指定事業場 (有害物質 貯蔵指定事 業場以外)	貯油事 業場等
P.4～13	施設の設置等の届出	○	○	○	×	×
P.14～23	排水基準の遵守	○	○	×	×	×
P.24～25	特定地下浸透水の浸透の 制限	×	○	×	×	×
P.26～27	排出水等の測定・ 記録・保存	○	○	×	×	×
P.28～35	構造等の基準の遵守	×	○	○	×	×
	定期点検・記録・保存	×	○	○	×	×
P.36～40	事故時の措置・報告	○	○	○	○	○
P.41	(有害物質の地下浸透によ り人の健康被害が生じた場 合等) 地下水の水質の浄化にか かる措置命令	○	○	○	×	×

特 定 施 設

次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で令別表第1に定める施設です(P5～P11表2参照)。

1. カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質^{※1})を含むこと。
2. 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含む)を示す項目(生活環境項目^{※2})に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

※1 『有害物質』：詳細はP 1 5 表 4

※2 『生活環境項目』：詳細はP 1 7 表 5

* 佐賀県では、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」により、水質汚濁防止法では規定されていない特定施設を規定し、排水基準を定めています。特定施設の種類や排水基準については、第2章 佐賀県環境の保全と創造に関する条例編(P.44～)をご参照ください。

表 2 水質汚濁防止法に基づく特定施設一覧（令別表第1）

昭和46年6月24日施行

号	業種	施設の名称	追加施行の日
1	鉱業又は水洗炭業	イ 選鉱施設	
		ロ 選炭施設	
		ハ 坑水中和沈でん施設	
		ニ 掘削用の泥水分離施設	
1-2	畜産農業、サービス業	イ 豚房施設（豚房の総面積が50m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	S47.10.1施行
		ロ 牛房施設（牛房の総面積が200m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	S47.10.1施行
		ハ 馬房施設（馬房の総面積が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	S47.10.1施行
2	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む）	
		ハ 湯煮施設	
3	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設	
		ロ 洗浄施設	
		ハ 脱水施設	
		ニ ろ過施設	
		ホ 湯煮施設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設	
		ハ 圧搾施設	
		ニ 湯煮施設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設	
		ハ 湯煮施設	
		ニ 濃縮施設	
		ホ 精製施設	
		ヘ ろ過施設	
6	小麦粉製造業	洗浄施設	
7	砂糖製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設（流送施設を含む）	
		ハ ろ過施設	
		ニ 分離施設	
		ホ 精製施設	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう	
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機	
10	飲料製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む）	
		ハ 搾汁施設	
		ニ ろ過施設	
		ホ 湯煮施設	
		ヘ 蒸留施設	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設	
		ハ 圧搾施設	
		ニ 真空濃縮施設	
		ホ 水洗式脱臭施設	
12	動植物油脂製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設	
		ハ 圧搾施設	
		ニ 分離施設	
13	イースト製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設	
		ハ 分離施設	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	イ 原料浸せき施設	
		ロ 洗浄施設（流送施設を含む）	
		ハ 分離施設	
		ニ 渋だめ及びこれに類する施設	

15	ぶどう糖又は水あめの製造業	イ	原料処理施設	
		ロ	ろ過施設	
		ハ	精製施設	
16	麺類製造業		湯煮施設	
17	豆腐又は煮豆の製造業		湯煮施設	
18	インスタントコーヒー製造		抽出施設	
18 - 2	冷凍調理食品製造業	イ	原料処理施設	S57. 1. 1 施行
		ロ	湯煮施設	S57. 1. 1 施行
		ハ	洗浄施設	S57. 1. 1 施行
18 - 3	たばこ製造業	イ	水洗式脱臭施設	S57. 1. 1 施行
		ロ	洗浄施設	S57. 1. 1 施行
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	イ	まゆ湯煮施設	
		ロ	副蚕処理施設	
		ハ	原料浸せき施設	
		ニ	精練機及び精練そう	
		ホ	シルケット機	
		ヘ	漂白機及び漂白そう	
		ト	染色施設	
		チ	薬液浸透施設	
		リ	のり抜き施設	S49. 12. 1 施行
20	洗毛業	イ	洗毛施設	
		ロ	洗化炭施設	
21	化学繊維製造業	イ	湿式紡糸施設	
		ロ	リンター又は未精練繊維の薬液処理施設	
		ハ	原料回収施設	
21 - 2	一般製材業又は木材チップ製造業		湿式バーカー	S57. 1. 1 施行
21 - 3	合板製造業		接着機洗浄施設	S57. 1. 1 施行
21 - 4	パーティクルボード製造業	イ	湿式バーカー	S57. 1. 1 施行
		ロ	接着機洗浄施設	S57. 1. 1 施行
22	木材薬品処理業	イ	湿式バーカー	
		ロ	薬液浸透施設	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	イ	原料浸せき施設	
		ロ	湿式バーカー	
		ハ	碎木機	
		ニ	蒸解施設	
		ホ	蒸解廃液濃縮施設	
		ヘ	チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設	
		ト	漂白施設	
		チ	抄紙施設(抄造施設を含む)	
		リ	セロハン製膜施設	
		ヌ	湿式繊維板成型施設	
		ル	廃ガス洗浄施設	
		23 - 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	イ
ロ	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設			S57. 1. 1 施行
24	化学肥料製造業	イ	ろ過施設	
		ロ	分離施設	
		ハ	水洗式破碎施設	
		ニ	廃ガス洗浄施設	
		ホ	湿式集じん機	
25	削除			H29. 8. 16 施行
26	無機顔料製造業	イ	洗浄施設	
		ロ	ろ過施設	
		ハ	カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	
		ニ	群青製造施設のうち、水洗式分別施設	
ホ	廃ガス洗浄施設			
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	イ	ろ過施設	
		ロ	遠心分離機	
		ハ	硫酸製造施設の亜硫酸ガス冷却洗浄施設	
		ニ	活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設	
		ホ	無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設	
ヘ	青酸製造施設のうち、反応施設			

		ト	よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設	
		チ	海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設	
		リ	バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設	
		ヌ	廃ガス洗浄施設	
		ル	湿式集じん施設	
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	イ	湿式アセチレンガス発生施設	
		ロ	酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設	
		ハ	ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設	
		ニ	アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設	
		ホ	塩化ビニルモノマー洗浄施設	
		ヘ	クロプレンモノマー洗浄施設	
29	コーラル製品製造業	イ	ベンゼン類硫酸洗浄施設	
		ロ	静置分離器	
		ハ	タール酸ソーダ硫酸分解施設	
30	発酵工業(第5号、第10号、第13号に掲げる事業を除く)	イ	原料処理施設	
		ロ	蒸留施設	
		ハ	遠心分離機	
		ニ	ろ過施設	
31	メタン誘導品製造業	イ	メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設	
		ロ	ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設	
		ハ	フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	
32	有機顔料又は合成染料の製造業	イ	ろ過施設	
		ロ	顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設	
		ハ	遠心分離機	
		ニ	廃ガス洗浄施設	
33	合成樹脂製造業	イ	縮合反応施設	
		ロ	水洗施設	
		ハ	遠心分離機	
		ニ	静置分離器	
		ホ	弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設	
		ヘ	ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設	
		ト	中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設	
		チ	ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設	
		リ	廃ガス洗浄施設	
		ヌ	湿式集じん施設	
34	合成ゴム製造業	イ	ろ過施設	
		ロ	脱水施設	
		ハ	水洗施設	
		ニ	ラテックス濃縮施設	
		ホ	スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	
35	有機ゴム薬品製造業	イ	蒸留施設	
		ロ	分離施設	
		ハ	廃ガス洗浄施設	
36	合成洗剤製造業	イ	廃酸分離施設	
		ロ	廃ガス洗浄施設	
		ハ	湿式集じん施設	
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)	イ	洗浄施設	
		ロ	分離施設	
		ハ	ろ過施設	
		ニ	アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設	
		ホ	アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設	
		ヘ	アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	

		ト	イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設	
		チ	エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設	
		リ	2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設	
		ヌ	シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	
		ル	トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設	
		オ	ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設	
		ワ	プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器	
		カ	メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設	
		ヨ	メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設	
		タ	廃ガス洗浄施設	
38	石けん製造業	イ	原料精製施設	
		ロ	塩析施設	
38 - 2	界面活性剤製造業		反応施設（1,4-ジオキササンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く）	H24.5.25 施行
39	硬化油製造業	イ	脱酸施設	
		ロ	脱臭施設	
40	脂肪酸製造業		蒸留施設	
41	香料製造業	イ	洗浄施設	
		ロ	抽出施設	
42	ゼラチン又はにかわの製造業	イ	原料処理施設	
		ロ	石灰づけ施設	
		ハ	洗浄施設	
43	写真感光材料製造業		感光剤洗浄施設	
44	天然樹脂製品製造業	イ	原料処理施設	
		ロ	脱水施設	
45	木材化学工業		フルフラール蒸留施設	
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	イ	水洗施設	
		ロ	ろ過施設	
		ハ	ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設	
		ニ	廃ガス洗浄施設	
47	医薬品製造業	イ	動物原料処理施設	
		ロ	ろ過施設	
		ハ	分離施設	
		ニ	混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）	
		ホ	廃ガス洗浄施設	
48	火薬製造業		洗浄施設	
49	農薬製造業		混合施設	
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業		試薬製造施設	
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）	イ	脱塩施設	
		ロ	原油常圧蒸留施設	
		ハ	脱硫施設	
		ニ	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	
		ホ	潤滑油洗浄施設	
51 - 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業		直接加硫施設	S57.1.1 施行
51 - 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業		ラテックス成型型洗浄施設	S57.1.1 施行

52	皮革製造業	イ	洗浄施設	
		ロ	石灰づけ施設	
		ハ	タンニンづけ施設	
		ニ	クロム浴施設	
		ホ	染色施設	
53	ガラス又はガラス製品の製造業	イ	研磨洗浄施設	
		ロ	廃ガス洗浄施設	
54	セメント製品製造業	イ	抄造施設	
		ロ	成型機	
		ハ	水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	
55	生コンクリート製造業		バッチャープラント	
56	有機質砂かべ材製造業		混合施設	
57	人造黒鉛電極製造業		成型施設	
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製	イ	水洗式破碎施設	
		ロ	水洗式分別施設	
		ハ	酸処理施設	
		ニ	脱水施設	
59	砕石業	イ	水洗式破碎施設	
		ロ	水洗式分別施設	
60	砂利採取業		水洗式分別施設	
61	鉄鋼業	イ	タール及びガス液分離施設	
		ロ	ガス冷却洗浄施設	
		ハ	圧延施設	
		ニ	焼入れ施設	
		ホ	湿式集じん施設	
62	非鉄金属製造業	イ	還元そう	
		ロ	電解施設（溶融塩電解施設を除く。）	
		ハ	焼入れ施設	
		ニ	水銀精製施設	
		ホ	廃ガス洗浄施設	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）	イ	焼入れ施設	
		ロ	電解式洗浄施設	
		ハ	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	
		ニ	水銀精製施設	
63 - 2	空きびん卸売業	イ	自動式洗びん施設	S57. 1. 1 施行
		ロ	廃ガス洗浄施設	H13. 7. 1 施行
		ハ	焼入れ施設	
		ホ	湿式集じん施設	
64	ガス供給業又はコークス製造業	イ	タール及びガス液分離施設	
		ロ	ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	
64 - 2	水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり10,000m ³ 未満の事業場に係るものを除く。）	イ	沈でん施設	S51. 6. 1 施行
		ロ	ろ過施設	S51. 6. 1 施行
65			酸又はアルカリによる表面処理施設	
66			電気めっき施設	
66 - 2			エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンとの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	H24. 5. 25 施行
66 - 3	旅館業（下宿営業を除く。）	イ	ちゅう房施設	S49. 12. 1 施行
		ロ	洗濯施設	S49. 12. 1 施行
		ハ	入浴施設	S49. 12. 1 施行
66 - 4	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）		ちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	S63. 10. 1 施行
66 - 5	弁当仕出屋又は弁当製造業		ちゅう房施設（総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	S63. 10. 1 施行

66 - 6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)	ちゅう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	S63.10.1 施行
66 - 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)	ちゅう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	S63.10.1 施行
66 - 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるもの	ちゅう房施設(総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	S63.10.1 施行
67	洗濯業	洗浄施設	
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	
68 - 2	病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるもの	イ ちゅう房施設	S54.5.10 施行
		ロ 洗浄施設	S54.5.10 施行
		ハ 入浴施設	S54.5.10 施行
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設	
69 - 2	卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	イ 卸売場	S51.6.1 施行
		ロ 仲卸売場	S51.6.1 施行 R2.6.21 改訂
70		廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。)	
70 - 2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)	洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)	S57.1.1 施行 R2.4.1 改訂
71		自動式車両洗浄施設	
71 - 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3 学術機関(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考察若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設	イ 洗浄施設	S49.12.1 施行
		ロ 焼入れ施設	S49.12.1 施行

有害物質貯蔵指定施設

「有害物質貯蔵指定施設」とは、**有害物質を含む液体を貯蔵する施設**のことで、平成24年6月の改正水質汚濁防止法の施行により、これらの施設についても設置等をしようとする場合には届出が必要になりました。

<解説>

- 「有害物質を含む液体」とは、法に定める検出下限値以上の濃度で含まれることを指します。
また、貯蔵時に液体であり、かつ液体で漏洩するおそれのあるものを指します。
(例) 常温常圧で気化する液化アンモニア等は、「有害物質を含む液体」には該当しません。
- 不純物として非意図的に有害物質が含まれるものの貯蔵は、ここでいう「貯蔵」には該当しません。
(例) ガソリンタンク(ベンゼンが不純物として含まれるが、ベンゼンそのものを貯蔵することが目的ではない。)
- ドラム缶や試薬ビン等、移動を前提とした容器は、「施設」には該当しません。
(ただし、ドラム缶等であっても、配管を接続するなどして一定期間固定して使用する場合は施設に該当します。)
(例) 使用済みPCB重電機器は、「有害物質貯蔵指定施設」には該当しません。
- 生産工程や処理工程、若しくは排水経路に一体として組み込まれている等、有害物質の貯蔵を目的としない施設は、「有害物質貯蔵指定施設」に該当しません。

施設の設置等に関する届出

水質汚濁防止法では、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者、工場又は事業場から地下に特定地下浸透水を浸透させる者が、特定施設の設置等をしようとするときは、所定の事項を佐賀市長に届け出なければなりません。また、平成24年6月以降は、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置等をしようとするときも公共用水域への水の排出の有無に関わらず同様に届出が必要となりました。

この届出は当該工場・事業場の規模、排出水量にかかわらず届け出る必要があります。

なお、特定施設等に関する届出の概要については表3のとおりです。

※特例市移行に伴い、平成26年4月1日から、佐賀市内の事業場については、届出先が佐賀県から佐賀市へ変更になりました。

表3 水質汚濁防止法に基づく特定施設等に関する届出の概要（佐賀市の場合）

届出種類	届出が必要な場合	条文	届出時期
特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 設置届出書	・特定施設（有害物質使用特定施設）を設置しようとするとき。 ・有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき。	第5条	工事着手予定日の60日前まで
特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 使用届出書	ある施設が法律の改正等により新たに特定施設となった際、又は新たに有害物質貯蔵指定施設となった際に、その施設を設置しているとき。	第6条	特定施設等に指定された日から30日以内
特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 変更届出書	施設の構造・設備・使用の方法、汚水等の処理の方法等を変更しようとするとき。	第7条	工事着手予定日の60日前まで
特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 使用廃止届出書	施設の使用を廃止したとき。	第10条	廃止した日から30日以内
氏名等変更届出書	氏名・名称・所在地等に変更があったとき。	第10条	変更した日から30日以内
承継届出書	届出者から施設を譲り受け、借り受け、相続又は合併等により使用者に変更があったとき。	第11条	承継があった日から30日以内

届出に関して詳しいことは、別資料「水質汚濁防止に係る届出について(佐賀市版)」に掲載していますのでご覧ください。

排水基準

排水基準には、(1)全公共用水域を対象として全国一律に定められた一律排水基準と、(2)一律排水基準では水質汚濁の防止が不十分と認められる水域について定められた上乗せ排水基準があります。

(1) 環境省令で定める排水基準(一律排水基準)

環境省令で定める排水基準は、全公共用水域を対象とし、全ての特定事業場に対し全国一律の基準であるため、「一律排水基準」と呼ばれます。一律排水基準は原則的には排出水の汚染状態の最大値で定めていますが、BOD等一定の項目については、最大値と併せて日間平均値を定めています。

①有害物質に係る一律排水基準

カドミウム等有害物質については排出水の量を問わず、公共用水域に排水を排出するすべての特定事業場に適用されます(P15表4)。

②生活環境項目に係る一律排水基準

水素イオン濃度等生活環境項目については、平均的な排出水の量が50m³/日以上の特定事業場についてのみ適用されます(P17表5)。このうち、BODは河川への排出水に、CODは海域と湖沼への排出水に限り適用されます。

図1 一律排水基準の適用

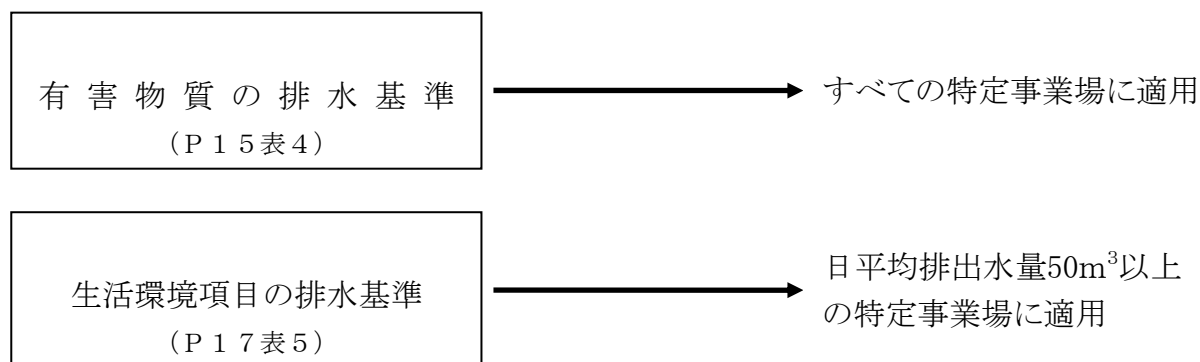


表4 有害物質に係る排水基準

単位：mg/l

有害物質の種類	排水基準（許容限度）
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.2
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1・2-ジクロロエタン	0.04
1・1-ジクロロエチレン	1
1・2-ジクロロエチレン	シス-1・2-ジクロロエチレンについて 0.4
1・1・1-トリクロロエタン	3
1・1・2-トリクロロエタン	0.06
1・3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外に排出 10 海域に排出 230
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出 8 海域に排出 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100
塩化ビニルモノマー	—
1・4-ジオキサン	0.5

備考

1. 「検出されないこと。」とは、検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
3. ほう素及びその化合物の排水基準は、電気めっき業、ほうろう鉄器製造業、金属鋳業、の3業種については、令和10年9月30日まで暫定排水基準が適用される。また、下水道業（温泉排水を受け入れているもので一定のもの）、旅館業（温泉を利用するもの）の2業種については、当分の間、暫定排水基準が適用される。
4. ふっ素及びその化合物の排水基準は、ほうろう鉄器製造業、電気めっき業の2業種については、令和10年9月30日まで暫定排水基準が適用される。また、旅館業（温泉を利用するもの）については、当分の間、暫定排水基準が適用される。
5. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準は、畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するものに限る。）、モリブデン化合物製造業、バナジウム化合物製造業、貴金属製造・再生業の4業種については、令和10年9月30日まで暫定排水基準が適用される。
6. 六価クロム化合物の排水基準は、電気めっき業等については、令和9年3月31日まで暫定排水基準が適用される。

表5 生活環境に係る排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外への排出 5.8～8.6
	海域への排出 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160（日間平均120）mg/L
化学的酸素要求量（COD）	160（日間平均120）〃
浮遊物質（SS）	200（日間平均150）〃
ノルマルヘキサシアン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
〃（動植物油脂類含有量）	30 〃
フェノール類含有量	5 〃
銅含有量	3 〃
亜鉛含有量	2 〃
溶解性鉄含有量	10 〃
溶解性マンガン含有量	10 〃
クロム含有量	2 〃
大腸菌数	日間平均 800コロニー形成単位/ml
窒素含有量	120（日間平均60）mg/L
燐含有量	16（日間平均 8）mg/L

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
3. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
4. BODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。
5. 窒素及び燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼（市内では北山ダム貯水池）、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域（市内では有明海）及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用されますが、佐賀市の場合は、全ての公共用水域が適用地域となっています。

6. 亜鉛含有量の排水基準は、電気めっき業について令和11年12月10日まで暫定排水基準が適用される。

※BOD、COD、SSの排水基準については、一律排水基準より厳しい上乗せ条例による排水基準が適用されますので、注意してください。↓(2)参照

(2) 都道府県が条例で定める排水基準(上乗せ排水基準)

佐賀県では、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」により、BOD、COD、SSの3項目について、上乗せ排水基準が定められています。基準は、平均的な排水量が20m³/日以上(窯業原料精製業は、SSについて10m³/日以上)の特定事業場について適用されます

上乗せ排水基準は、県下全域に適用されますが、県内全体を2水域に分けており、水域により適用される排水基準が変わります。また、特定施設の設置が条例の施行前(既設)か施行後(新設)か、業種の種類、排水量の規模等によって排水基準が異なります。

表6 上乗せ排水基準適用区域

対象水域	設定期日	適用区域	排水基準
六角川水域及び福所江水域	公布 S 4 8 . 3 . 3 0 施行 S 4 8 . 4 . 1	六角川、福所江及びこれらに流入する公共用水域	P 1 9 表 7
上記以外の水域	公布 S 5 2 . 7 . 2 9 施行 S 5 2 . 1 0 . 1	県の区域に属する公共用水域のうち、六角川水域及び福所江水域以外の公共用水域	P 2 0 表 8

① 六角川水域及び福所江水域に係る上乘せ排水基準

表 7

単位：mg/L () 内は日間平均値

区 分	業 種 区 分	BOD	SS
既 設 S48. 3. 31 時点で特定施設 が設置（着工含む）されて いる工場又は事業場	1 紙パルプ 又は紙加工品 の製造業に係 る工場又は事 業場	(1)セミケミカルパルプ 製造業及び石灰わらパル プ製造業に係る工場又は 事業場 160(120)	130(100)
		(2)(1)以外の工場又は 事業場 130(100)	130(100)
	2 1以外の工場又は事業場	130(100)	150(120)
新 設 S48. 4. 1 以降、新たに特定 施設が設置された工場又 は事業場	1 畜産農業に係る事業場	130(100)	150(120)
	2 1以外の工場又は事業場	30(20)	70(50)

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
3. 既設の特定事業場（昭和48年3月31日においてすでに特定施設を設置し、あるいは特定施設の設置の着工がされている工場又は事業場）が条例施行の日（昭和48年4月1日）以後においてさらに特定施設を設置した場合における当該工場又は事業場に係る排水水に適用される排水基準は、次の式により算出した数値によるものとする。

$$S = (Aa + Bb) \div (a + b)$$

S：当該工場又は事業場に係る排水水に適用される排水基準

A：既設の特定事業場に係る排水基準（既設基準）

B：すべての特定施設が昭和48年4月1日以降に設置されたとした場合の排水基準（新設基準）

a：既設の特定施設に係る1日当たりの平均的排水量

b：条例の施行の日以後に設置された特定施設に係る1日当たりの平均的排水量

4. 既設の特定事業場に条例の施行の日以後においてさらに特定施設を設置し、かつ、当該特定施設に係る排水口（既設の特定施設に係る排水水を同時に排出するものを除く。）を新たに設置した場合においては、当該排水口の排水水に適用する排水基準は、前項の規定にかかわらず、新設基準によるものとする。
5. 特定施設が追加設定されたとき、その追加された特定施設を設置している事業場は既設の特定事業場とみなして適用する。ただし、当該事業場がすでに特定事業場である場合はすでに当該特定事業場に適用されている排水基準を適用する。

② 六角川水域及び福所江水域以外の水域に係る上乘せ排水基準

表 8

単位：mg/L

() 内は日間平均値

区 分	工場又は事業場の種類			BOD又は COD	SS	
既 設 S52. 9. 30 時点で 特定施設が設置 (着工含む) され ている工場又は 事業場	下水道整備地域に所在する工場又は事業場			30(20)	100(70)	
	下水道整備地域以外 の地域 に所在す る工場又 は事業場	下水道終末処理施設を設置するもの			30(20)	100(70)
		排水量が 50 立方メー トル以上 のもの	食料品製 造業に係 るもの	排水量 500 立方メー トル以上	80(60)	100(70)
				排水量 500 立方メー トル未満	120(90)	150(120)
		パルプ、紙又は紙加工品の製造 業に係るもの			130(100)	130(100)
		旅館業に係るもの			130(100)	150(120)
		し尿処理 施設を設 置するも の	処理対象人員が 2,001 人以上のし尿 浄化槽		50(30)	100(70)
			処理対象人員が 2,000 人以下のし尿 浄化槽		80(60)	120(90)
			その他のし尿処理 施設		50(30)	100(70)
		その他の もの	排水量 500 立方メー トル以上		60(40)	70(50)
			排水量 500 立方メー トル未満		90(70)	100(70)
		排水量 50 立方メー トル未 満	飲料水製造業又は製あん業に係 るもの		390(300)	200(150)
			その他のもの		160(120)	200(150)
	新 設 S52. 10. 1 以降、 新たに特定施設 が設置された工 場又は事業場	下水道整備地域に所在する工場又は事業場			30(20)	100(70)
下水道整備地域以外 の地域 に所在す る工場又 は事業場		畜産農業又は製あん業に係るもの			130(100)	150(120)
		下水道終末処理施設を設置するもの			30(20)	100(70)
		し尿処理施設を設置するもの			50(30)	100(70)
		その他の もの	排水量 2,000 立方メートル以上		30(20)	70(50)
			排水量 2,000 立方メートル未 満、500 立方メートル以上		50(30)	70(50)
排水量 500 立方メートル未満			80(60)	100(70)		

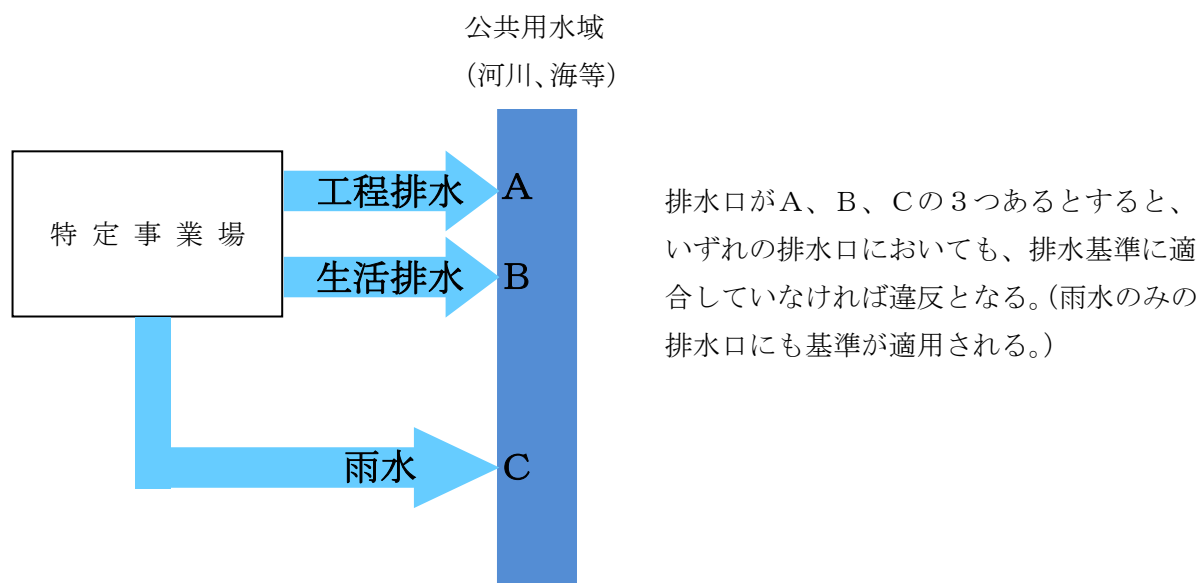
備考

1. 「下水道整備地域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域（下水道の供用開始を公示された区域）をいいます。
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、窯業原料精製業については、SSに係る排水基準に限り、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水についても適用する。
3. 「食料品製造業に係るもの」とは、令別表第1（表1）第2号から第18号の2までに掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
4. この表に掲げる業種に属する工場又は事業場が、同時に2つ以上の業種に属する場合に、異なる排水基準が定められているときは、それらの業種に係る排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
5. 特定事業場から排出される汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、特定事業場が属する業種につき異なる排水基準が定められているときは、前項の規定を準用する。
6. 特定施設が追加設定されたとき、その追加された特定施設を設置している事業場は既設の特定事業場とみなして適用する。ただし、当該事業場がすでに特定事業場である場合はすでに当該特定事業場に適用されている排水基準を適用する。

排水基準の遵守

特定事業場から公共用水域に水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において、排水基準に適合しない排出水を排出してはなりません(法第12条第1項)。

図2 排水基準の適用される場所



佐賀市長は、工場又は事業場に対し、排水基準を遵守させるために、計画変更命令・改善命令等の強制措置を取ることができます。

(1) 特定施設設置前の措置

ア 未届出、虚偽の届出に対する罰則

特定施設の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は懲役又は罰金に処せられます。

イ 計画変更命令等

佐賀市長は、特定施設設置や変更の届出に係る特定事業場の排出水の汚染状態が、排水口において排水基準に適合しないと認めるときは、その届出の受理日から60日以内に限り、特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理の方法に関する計画の変更、又は特定施設設置に係る計画の廃止を命ずることができます(法第8条第1項)。

(2) 特定施設設置後の措置

ア 直罰規定

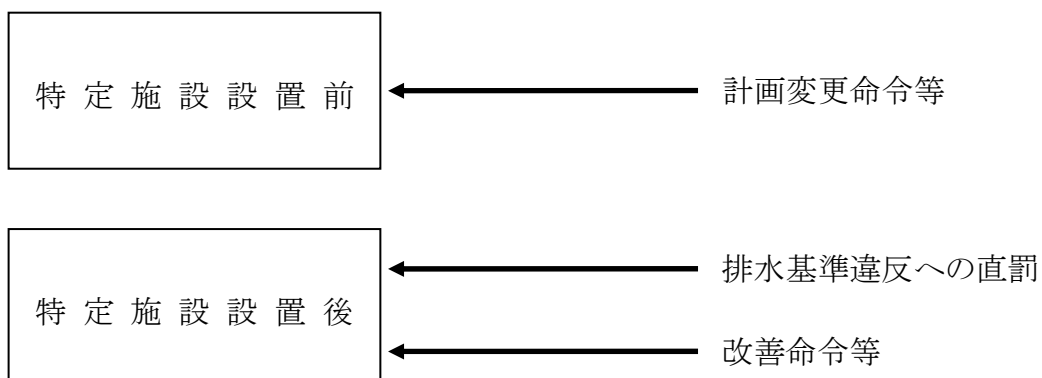
当該事業場の排水口において、排出水の汚染状態が排水基準に違反した者は、懲役又は罰金に処せられます。

イ 改善命令等

佐賀市長は、排出水を排出する者が、その汚染状態が排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法もしくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出の一時停止を命ずることができます(法第13条第1項)。

なお、これら(1)・(2)の命令等に違反した者は、懲役又は罰金に処せられます。

図3 排水基準を遵守させるための措置



特定地下浸透水^(※1)の浸透の制限

有害物質使用特定事業場から、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件^(※2)に該当する水を地下に浸透させてはなりません(法第12条の3)。これは、有害物質による地下水汚染を未然に防止するために設けられた規定で、漏出等非意図的な原因による有害物質の地下浸透に対しても適用できることとなっています。

(1) 有害物質使用特定施設設置前の措置

ア 未届出、虚偽の届出に対する罰則

有害物質使用特定施設の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は懲役又は罰金に処せられます(法第32条)。

イ 計画変更命令等

佐賀市長は、有害物質使用特定事業場からの届出が、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当する水を地下に浸透させるものと認められる場合は、計画の変更や廃止を命じることができます。(法第8条)

(2) 有害物質使用特定施設設置後の措置

ア 改善命令等

佐賀市長は、有害物質使用特定事業場から、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当する水が地下に浸透するおそれがあると認めるときは、その設置者に対し、期限を定めて、特定施設の構造や使用方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や地下浸透の一時停止を命じることができます(法第13条の2)。

これらの命令に違反した場合は、罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の規定があります。

※1『特定地下浸透水』:有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む)を含むもの。

※2『有害物質を含むものとして環境省令で定める要件』:水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年8月21日環境庁告示第39号)に規定された方法で有害物質を検定して、次頁表9中欄に掲げる値以上の有害物質が検出されることをいいます。

表9 特定地下浸透水の地下浸透基準及び地下水浄化基準

単位：mg/L

有害物質の種類	検出下限値 (=地下浸透基準)	地下水浄化基準
カドミウム及びその化合物	0.001	0.003
シアン化合物	0.1	検出されないこと
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.1	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.005	0.01
六価クロム化合物	0.01	0.02
砒素及びその化合物	0.005	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.0005
アルキル水銀化合物	0.0005	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.0005	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.002	0.01
テトラクロロエチレン	0.0005	0.01
ジクロロメタン	0.002	0.02
四塩化炭素	0.0002	0.002
1・2-ジクロロエタン	0.0004	0.004
1・1-ジクロロエチレン	0.002	0.1
1・2-ジクロロエチレン	シス体 0.004 トランス体 0.004	シス体及びトランス体の合計量 0.04
1・1・1-トリクロロエタン	0.0005	1
1・1・2-トリクロロエタン	0.0006	0.006
1・3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002
チウラム	0.0006	0.006
シマジン	0.0003	0.003
チオベンカルブ	0.002	0.02
ベンゼン	0.001	0.01
セレン及びその化合物	0.002	0.01
ほう素及びその化合物	0.2	1
ふっ素及びその化合物	0.2	0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10
塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002
1・4-ジオキサン	0.005	0.05

排水水等の測定・記録・保存

特定事業場から公共用水域に水を排出し、又は特定地下浸透水を(意図的に)浸透させる者は、排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、結果を記録し、保存しておかなければなりません。また、排出先の公共用水域の水質の汚濁状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他排出方法を適切にしなければなりません(法第14条)。

(1)測定項目・頻度

当該特定事業場において、届出様式第1別紙4(排水水の汚染状態及び量)により排水口毎に届け出られた種類・項目(全ての有害物質又は生活環境項目)のうち、排水水に係る排水基準に定められている事項については、必要最低限の頻度として1年に1回以上の測定が義務付けられています。

ただし、旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する特定事業場からの排水水で一部の項目(砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量)に係るものは3年に1回以上となっています。その他のものについては必要に応じて測定することとされています。

測定頻度については、法では必要最低限の頻度として年に1回以上とされているところですが、佐賀市では排水量の規模、季節変動、排水処理施設の管理状態などを考慮して、下記の頻度を目安に定期的に測定されることが望ましいと考えています。

また、有害物質の取り扱いがある事業場については、さらに、測定頻度を多くして有害物質のモニタリングを行うことが望ましいと考えています。

排水量の規模に応じた最低限の測定頻度の目安(望ましい頻度)

排水量規模(m ³ /日)	測定頻度
20 未満	年1回以上
20 ~ 50 未満	年2回以上
50 ~ 250 未満	年3回以上
250 ~ 500 未満	年4回以上
500 ~ 1000 未満	年6回以上
1000 ~	月1回以上

(2)測定の時期

測定しようとする排水水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取してください。

(3)測定方法

環境庁告示第64号(昭和49年9月30日)により行ってください。

(4)測定結果の記録

測定の結果は、様式第8(水質測定記録表)により記録してください。ただし、計量法の登録を受けた者から計量証明書の交付を受けた場合は、計量証明書を保存することで水質測定記録表への記載を省略することができます。

(5)記録の保存

上記(エ)の測定結果の記録は、測定に伴い作成したチャートその他の資料又は計量法の登録を受けた者から交付を受けた計量証明書とともに三年間保存してください。

様式8(第9条関係)

水質測定記録表
排出水の汚染状態(特定地下浸透水の汚染状況)

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

- 備考
- 1 採水の年月日と分析年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 - 2 排出水の汚染状況及び特定地下浸透水の汚染状況は、分けて記載すること。

有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(以下、「有害物質使用特定施設等」という。)を設置している者は、当該有害物質使用特定施設等について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準(以下、「構造等に関する基準」という。)を遵守しなければなりません。(法第12条の4)

(1) 構造・設備に関する基準の適用範囲

① 施設の床面及び周囲(施行規則第8条の3)

有害物質使用特定施設等の設置場所の床面であって、当該施設の下部に加え、当該施設の稼働及び関連する作業によって有害物質が飛散や漏えいした際に地上部に影響が及ぶことが想定される範囲が適用されます。

② 施設付帯の配管等(施行規則第8条の4)

有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等が対象となります。

③ 排水溝等(施行規則第8条の5)

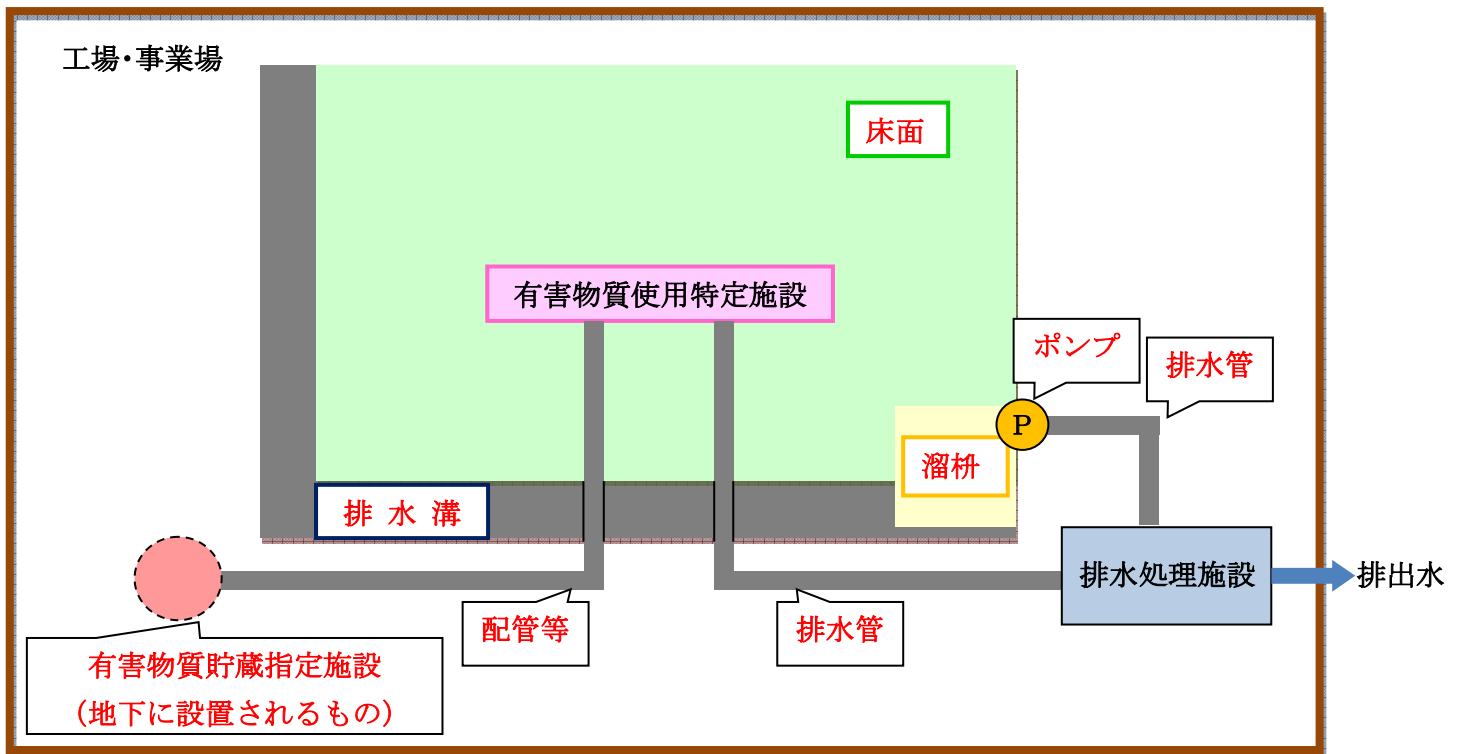
有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水系統の設備が対象となります。

④ 地下貯蔵施設(施行規則第8条の6)

地下に設置されている有害物質貯蔵施設で、施設本体に加え付帯する配管等が対象となります。

(注) ②③は有害物質濃度が常時検出下限値未満の水のみが通る部分は該当しません。

図4 構造・設備に関する基準が適用される施設範囲の例(赤字部分が該当)



(2) 使用の方法に関する基準

- ①有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うこと。
- ②有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと。
- ③有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は生活環境保全上支障のないように適切に処理すること。

(3) 管理要領の作成

- ・「管理要領」では、上記使用の方法及び使用の方法に関する点検の方法・回数を定めるものとされています。
 - ・作業手順、点検項目及びチェックシート等、実際の運用に即した内容で作成することが望まれます。
- ※なお、点検の方法・回数については、管理要領からの逸脱及びそれに伴う有害物質を含む液体の飛散、浸透、流出の有無について、少なくとも1年に1回以上点検を行う旨を規定する必要があります。

(4) 定期点検の義務

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について、P33～P35「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法(早見表)」のように、定期点検を行い、その結果を記録し、これを3年間保存しなければなりません。(法第12条第5項)なお、定期点検以外であっても、有害物質を含む水の漏洩等が確認された際には記録を3年間保存します。

※対象の設備ごとの基準の区分によって点検頻度、点検項目が異なります。

※施設に異常が確認された場合は必要な措置を講じた上で、その内容を記録しなければなりません。

① 定期点検記録項目(施行規則第9条の2の3)

点検を行った有害物質使用特定施設等

点検年月日

点検の方法及び結果

点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

② 漏洩確認時記録項目(施行規則第9条の2の3第3項)

異常等が確認された有害物質使用特定施設等

異常等を確認した年月日

異常等の内容

異常等を確認した者の氏名

補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(5) 構造等に関する基準及び点検事項と回数

構造等に関する基準及びそれに応じた点検事項・回数は、施設の設置時期等により異なり、次のとおり便宜上A、B、C基準の呼び方で区別されています。A基準は、B基準より構造等について求められる水準が高い反面、求められる点検の頻度等がより低く設定されています。既設の施設であってもA基準の構造等に適合する場合は、A基準の点検方法を採用することが認められます。

なお、C基準は平成27年5月まで適用された措置です。

※内容の詳細については、P33～P35「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法(早見表)」をご覧ください。

A基準:新設の施設を対象にした措置

B基準:既設の施設を対象とした措置

C基準:既設について改正水濁法の施行後3年間(平成27年5月まで)適用された措置

	改正水濁法の施行後3年間 (平成27年5月まで)	施行後3年以降
新設の施設	A基準のみが適用される	
既設の施設	C基準 ※構造等に関する基準が適合していれば、 A基準及びB基準が適用可能	B基準 ※構造等に関する基準が適合していれば、 A基準及びB基準が適用可能

※「新設」とは、施行日(平成24年6月1日)以降に設置工事に着手する施設、「既設」とは、施行日(平成24年6月1日)において既に設置されていた施設(設置工事中を含む)をいいます。

地下水汚染の未然防止の規制等に関して詳しいことは、
 環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>)に
 マニュアルが掲載されていますのでご覧ください。

(6) 有害物質使用特定施設等設置前の措置

ア 未届出、虚偽の届出に対する罰則

特定施設等の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は懲役又は罰金に処せられます(法第32条)。

イ 計画変更命令等

佐賀市長は、有害物質使用特定施設等の設置や変更の届出に係る施設が構造等に関する基準に適合しないと認めるときは、その届出の受理日から60 日以内に限り、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更、又は当該施設設置に係る計画の廃止を命ずることができます(法第8条第2項)。

(7) 有害物質使用特定施設等設置後の措置

ア 改善命令等

佐賀市長は、有害物質使用特定施設等が構造基準に適合していないと認めるときは、期限を定めて当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができます(法第13条の3)。

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法(早見表)

A:新設施設(平成24年6月1日以後に設置)に適用される基準
 B:既設施設(平成24年6月1日より前に設置)でA基準に適合しないものに適用される基準
 C:既設施設に平成24年6月1日から3年間に限り適用される基準

対象	構造等に関する基準		定期点検の方法		
	基準区分	内容	項目	頻度	
施設本体が設置される床面及び周囲	A	1 イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上	
		2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数	
		3 施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上	
	B	1 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準の1のイに適合しない場合	イ 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合すること。 ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上
		2 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がA基準の1のイに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合すること。	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上
	C		床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1月に1回以上	
施設本体 (地下貯蔵施設を除く)			①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上	
			(床面及び周囲がB基準に適合する場合) ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	①1年に1回以上 ②1月に1回以上 (例外1:適切な回数)	
配管等 (地上配管)	A	1 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上	
		2 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。			
	B	1 有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①6月に1回以上 ②6月に1回以上	
	C				

配管等 (地下配管)	A	1	(1) トレンチの中に設置されていること。 (2) (1)の トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上 ③1年に1回以上
		2	(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 (例外2: 3年に1回以上) (例外3: 適切な回数)
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数
	B	1	トレンチの中に設置されていること。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①6月に1回以上 ②6月に1回以上 ③6月に1回以上
		2	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (例外4: 3月に1回以上)
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数
C		配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 (例外3: 適切な回数)		
排水溝等	A	1	イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上 (例外5: 3年に1回以上)
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数
	B	1	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	①6月に1回以上 ②1月に1回以上 (例外6: 3月に1回以上)
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数
	C		①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	①1月に1回以上 (例外7: 適切な回数) ②1年に1回以上 (例外8: 適切な回数)	

地下貯蔵施設	A	1	イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 (例外9: 3年に1回以上) (例外10: 適切な回数)
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数
	B	1	イ A基準1ハに適合すること。 ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (例外4 3月に1回以上)
		2	イ A基準1ハに適合すること。 ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 (例外10 適切な回数)
		3	2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		
		4	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられた措置に応じ、適切な事項	適切な回数
	C		地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 (例外10 適切な回数)	
有害物質使用の特定施設等	A・B共通	1	イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 ニ 上記のイ〜ハに掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数等を定めた管理要領が明確に定められていること。	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上
		C		有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵施設に係る作業に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上

注1) A,B,C各基準内のいずれかの区分を満たしていれば、当該基準を満たしていることになります。

※ 定期点検頻度					
例外1	:	目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の点検を行う場合			
例外2	:	危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法(昭和23年法律第186号)第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上行う場合			
例外3	:	配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合			
例外4	:	有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合			
例外5	:	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上行う場合			
例外6	:	有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合			
例外7	:	目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合			
例外8	:	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合			
例外9	:	危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであって消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上行う場合			
例外10	:	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合			

事故時の措置

(1)事故時の措置

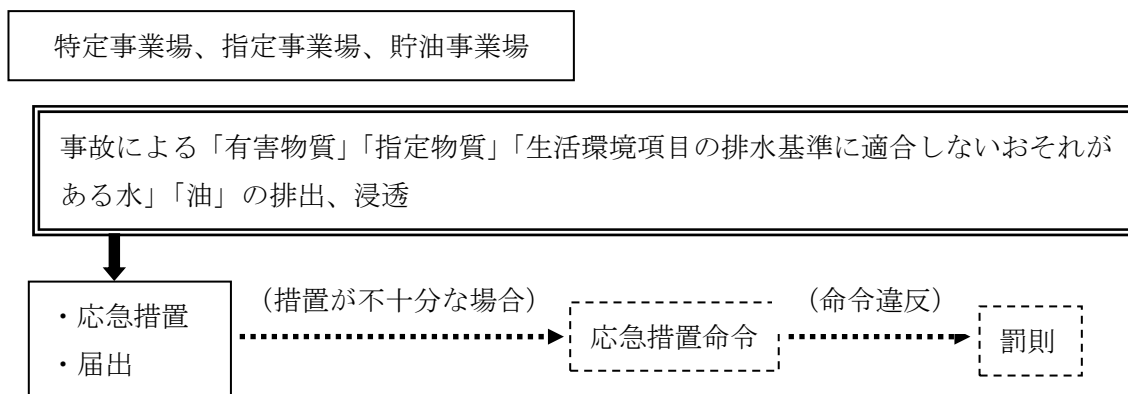
特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等の設置者は、当該事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質、指定物質又は油を含む水を公共用水域に流出させたり、地下に浸透させたりしたことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちにその水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を自ら講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を佐賀市長に届け出なければなりません。(法第14条の2第1～3項)

特定事業場の設置者は、事故などにより生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水を公共用水域に流出させた場合も同様です。(法第14条の2第1項)

(2) 応急措置命令

佐賀市長は、特定事業場、指定事業場及び貯油事業場の設置者がその応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、応急措置を講ずべきことを命ずることができることとされています。(法第14条の2第4項)

図5 事故時の措置



※1 『特定事業場』：特定施設（P 5 表 2）を設置する事業場

※2 『指定事業場』：指定施設を設置している工場又は事業場

⇒『指定施設』：有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び重油その他政令で定める油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（指定物質）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

⇒『指定物質』：詳細はP 4 0 表 1 0

※3 『貯油事業場等』: 以下の油の貯油施設または油水分離施設を設置している事業場

⇒対象となる『油』:原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

事故届出書

年 月 日

佐賀市長 様

住 所

氏 名
(法人名・代表者名)

水質汚濁防止法第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定により、事故の状況及び講じた措置について、次のとおり届出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
事故発見の端緒		
事 故 状 況	事故発生の施設名	
	事故の発生日時	年 月 日 時 分
	事故の発生場所	
	発生状況・程度 (事故原因等)	① 流出物質の種類 ② 事故原因
	講じた措置 (応急措置)	別紙のとおり
事故処理担当部課名 担当責任者氏名 連絡先 (夜間連絡方法) TEL		
備考欄		

(別紙)

[事故の状況]

1 流出物質の種類及び量

(1) 有害物質、指定物質等の種類

()

(2) 油の種類

① 原油、② 重油、③ 潤滑油、④ 軽油、⑤ 灯油、⑥ 揮発油、⑦ 動植物油、

⑧ その他 ()

(3) 流出量 ()

2 流出先

① 河川 ()

② 湖沼 ()

③ 海域 (地先)

④ 地下への浸透 ()

⑤ その他 ()

3 事故発生施設からの流出経路

4 公共用水域又は地下水への影響

① 被害有 ()

② 被害のおそれ有 ()

5 講じた措置

(1) 措置の開始及び完了年月日

- ① 開始年月日 年 月 日 時 分
- ② 完了年月日 年 月 日 時 分

(2) 措置の内容

- ① 特定施設、指定施設又は貯油施設等への有害物質等の供給停止
- ② オイルフェンスの設置
- ③ オイルマットの敷設
- ④ 油の回収
- ⑤ 土嚢の積み上げ等
- ⑥ 汚染土壌の除去
- ⑦ その他

6 事故再発防止等の必要な措置

(連絡体制、監視の方法、設備の改善等について)

*添付図面

- ① 有害物質、指定物質又は油等の流出経路
 - ア 事業場から公共用水域への流路
 - イ 事業場内における事故発生施設からの流路
(事業場平面図に明示)
- ② 事故発生施設の構造図
- ③ 講じた措置の概要を示す図
- ④ その他

表 10 指定物質の種類（法第2条第4項、令第3条の3各号）

物質番号	物質名
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル(MTBE)
15	硫酸
16	ホスゲン
17	1,2-ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロルピクリン
23	ジクロロボス (DDVP)
24	オキシデプロホス (ESP)
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラ-ジクロロベンゼン
30	フェノブカルブ (BPMC)
31	プロピザミド
32	クロロタロニル (TPN)
33	フェニトロチオン (MEP)
34	イプロベンホス (IBP)
35	イソプロチオラン

物質番号	物質名
36	ダイアジノン
37	イソキサチオン
38	クロルニトロフェン (CNP)
39	クロルピリホス
40	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
41	アラニカルブ
42	クロルデン
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く)
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール類及びその塩類
56	ヘキサメチレンテトラミン
57	アニリン
58	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩
59	ペルフルオロ(オクタン酸---スルホン酸) (PFOS) 及びその塩
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

汚染地下水の水質浄化措置命令

佐賀市長は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において、有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、当該事業場の設置者に、期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができます(法第 14 条の 3)。(地下水の浄化基準は表9 (P25)右欄)

特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者(特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。)は、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場について上述の命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければなりません。

そ の 他

(1) 事業者の責務

汚水又は廃液を公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させる全ての事業者は、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質汚濁防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならないとされています(法第14条の4)。

(2) 報告徴収及び立入検査

佐賀市長は、排出水を排出する者に対し、特定施設の状況や汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、特定事業場の立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができるとされています(法第22条)。

(3) 水質汚濁状況の監視

佐賀市長は、公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況の監視を常時行うことを義務付けられています(法第15条)。

また、公共用水域及び地下水の水質測定が統一的・総合的に行われるよう、毎年測定項目・測定地点・測定方法等について測定計画を作成し(法第16条、佐賀県知事の業務)、その計画による測定結果を公表することとされています(第17条)。

第2章 佐賀県環境の保全と創造に関する条例編

条例規制の概要

(1) 概要

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成14年佐賀県条例第48号。以下「条例」という。)では、水質汚濁防止法に定めのない下表の特定施設を規定し、これを設置する工場又は事業場からの排水及び地下浸透水について、有害物質(P15表4)や生活環境項目(P48～P49表14～15)に係る規制を実施しています。

表11 条例に基づく特定施設一覧(施行規則別表第3の1)

令和3年5月26日施行

番号	業種	施設の名称
1	木材薬品処理業、合板製造業及びパーティクルボード製造業以外の木材又は木材製品の製造業(家具製造業を除く)	木材はり合わせ施設
2	紙加工品製造業	紙はり合わせ施設
3	出版業及び印刷業	印刷版洗浄施設
4	出版業及び印刷業	印刷版研磨施設
5	出版業及び印刷業	めっき施設
6	バッテリー解体業	廃液処理施設
7	自動車整備業	車両洗浄施設(自動車特定整備事業の用に供する洗車施設で屋内作業場の総面積が800平方メートル以上の事業場を除く。)
8	自動車整備業	シアンを使用する板金施設

(2) 事業者の義務

特定施設等を設置し、工場・事業場から排水を排出し、又は地下浸透水を地下に浸透させる事業者には次の義務が課せられます。

- ① 特定施設の設置時等の届出(第9条、第10条、第11条、第14条)
- ② 排水基準の遵守(第15条)
- ③ 特定地下浸透水の浸透の制限(第17条)
- ④ 排水及び地下浸透水の汚染状態の測定等(第20条)

排水を排出する者及び地下浸透水を浸透させる者は、排水又は地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければなりません。

なお、条例において測定頻度の定めはありませんが、測定頻度の考え方については、「第1章 排水の測定・記録・保存(P26～P27)」を参考にしてください。

また、測定項目、測定時期、測定方法、測定結果の記録及び記録の保存については、「第1章 排出水の測定・記録・保存(P26～P27)」を参照してください。

⑤ 事故時の措置等(第40条第2項)

特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、当該水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急措置を講じなければいけません。また、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければなりません。(「第1章 事故時の措置(P36～P40)」参照。)

特定施設等設置等の届出

条例では、工場・事業場に特定施設等を設置するときや特定施設等の構造や排水処理の方法等を変更するとき等に、表12に示す各種届出をしなければなりません。

なお、下水道に接続している事業場であっても、冷却水や雨水等が公共用水域に排出されている場合は、当該工場・事業場の規模、排出水量にかかわらず、特定事業場にあたるため条例に基づく届出が必要です。

※条例の改正に伴い、令和4年4月1日から、佐賀市内の事業場については、届出先が佐賀県から佐賀市へ変更になりました。

表12 条例に基づく特定施設等に関する届出の概要

届出種類	届出が必要な場合	条文	届出時期
特定施設 設置届出書	特定施設を設置しようとする場合	条例第 9 条	工事着手予定日の 60 日前まで
特定施設 使用届出書	特定施設が追加指定された場合(既存の施設が特定施設となった場合)	条例第 10 条	特定施設に指定された日から 30 日以内
特定施設の構造等 変更届出書	特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統を変更する場合	条例第 11 条 第 1 項	工事着手予定日の 60 日前まで
特定施設 使用廃止届出書	特定施設の使用を廃止した場合	条例第 11 条 第 2 項	廃止した日から 30 日以内
特定施設設置者 氏名等変更届	氏名、名称、所在地(住居表示)等を変更した場合	条例第 11 条 第 2 項	変更した日から 30 日以内
特定施設 承継届出書	特定施設を譲り受け、借り受けた場合、または相続、合併、分割等があった場合	条例第 14 条	承継があった日から 30 日以内

届出に関して詳しいことは、
別資料「水質汚濁防止に係る届出について(佐賀市版)」に掲載していますのでご覧ください。

排水基準等

(1) 排水水質に係る規制

条例に基づく排水規制の概要は、表13のとおりです。

表4、表 14 及び表 15 に掲げる排水基準等は、「検定方法」により検定した場合における検出値によるものです。

表13 条例に基づく排水規制の概要

区 分		説 明
条 例	有害物質に係る排水基準 (28物質)(P15表4)	条例に基づくすべての特定事業場に適用されます。
	生活環境に係る排水基準 (15項目)(表14、15)	BOD又はCOD及びSSについては、条例に基づく特定事業場のうち、一日の平均的な排水量が20m ³ /日以上のものに適用されます。 その他の項目については、条例に基づく特定事業場のうち、一日の平均的な排水量が50m ³ /日以上のものに適用されます。

表14 生活環境に係る排水基準(BOD又はCOD、SS)

単位:mg/L ()内は日間平均値

区 分	工場又は事業場の種類	BOD又は COD	SS	
既 設 S52.9.30 時点で特定施設 が設置(着工含む)されてい る工場又は事業場	下水道整備地域に所在する工場又は事業場	30(20)	100(70)	
	下水道整備地域以 外の地域に所在す る工場又は事業場	排水量 500 m ³ 以上	60(40)	70(50)
		排水量 500 m ³ 未満、50 m ³ 以上	90(70)	100(70)
		排水量 50 m ³ 未満	160(120)	200(150)
新 設 S52.10.1 以降、新たに特定 施設が設置された工場又は 事業場	下水道整備地域に所在する工場又は事業場	30(20)	100(70)	
	下水道整備地域以 外の地域に所在す る工場又は事業場	排水量 2,000 m ³ 以上	30(20)	70(50)
		排水量 2,000 m ³ 未満、500 m ³ 以 上	50(30)	70(50)
		排水量 500 m ³ 未満	80(60)	100(70)

備考

- 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域(下水道の供用開始を公示された区域)をいう。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- BODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

表15 生活環境に係る排水基準(その他の項目)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外への排出 5.8～8.6
	海域への排出 5.0～9.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
〃 (動植物油脂類含有量)	30 〃
フェノール類含有量	5 〃
銅含有量	3 〃
亜鉛含有量	2 〃
溶解性鉄含有量	10 〃
溶解性マンガン含有量	10 〃
クロム含有量	2 〃
大腸菌数	日間平均 800コロニー形成単位/ml
窒素含有量	120(日間平均60)mg/L
磷含有量	16(日間平均 8)mg/L

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である特定事業場に係る排水水について適用する。
3. 窒素含有量又は磷含有量についての排水基準は、窒素又は磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼(市内では北山ダム貯水池)、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域(市内では有明海)及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用されますが、佐賀市の場合は、全ての公共用水域が適用地域となっております。

(2) 地下水水質に係る規制

① 特定地下浸透水の浸透の制限

特定事業場においては、有害物質を含む地下浸透水の地下への浸透を禁止されています。

なお、「有害物質を含む」とは、当該地下浸透水を検定方法により検定した場合において、有害物質が表9中欄(P25)に掲げる濃度(検出下限値)以上であることをいいます。

② 地下水の水質の浄化に係る措置命令等

特定事業場において、有害物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、地下水の水質の浄化のための措置を命ずることがあります。

この場合、有害物質に係る地下水の浄化基準(表9右欄)を超える地下水汚染に関して、地下水に含

まれる有害物質の量が浄化基準以下になるように措置を講じなければいけません。

【参考文献】

- ・水質汚濁防止に係る届出のしおり(佐賀県)
- ・水質汚濁防止法のあらまし(愛知県)
- ・静岡県HP「有害物質を取り扱う施設に対する規制が強化されます!!」

お問い合わせ先及び届出窓口

佐賀市 環境保全課 環境保全係

〒849-0917

佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番地 1

(旧清掃センター 2階)

電 話 : 0 9 5 2 - 3 0 - 2 4 3 6

F A X : 0 9 5 2 - 3 0 - 2 4 3 9

メー ル : kankyohozen@city.saga.lg.jp